

川島町個人情報保護条例新旧対照表

平成13年9月20日
 条例第14号
 下線の部分は改正を示す。

改正案	現行
<p>第1条 略 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は次に掲げる個人識別符号が含まれるものをいう。 <u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号</u> <u>イ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</u> (3)～(11) 略 <u>(12) 要配慮個人情報 人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害の事実等、その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる記述等を含む個人情報をいう。</u></p>	<p>第1条 略 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 (3)～(11) 略</p>

(13) 匿名加工情報 個人情報に適正な加工を施し、特定の個人を識別できず、復元できないようにした情報をいう。

第3条～第5条 略

(収集等の一般的制限)

第6条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集等する時には、必ず本人の同意をとらなければならない。

3 略

(収集等の業務の届出等)

第7条～第21条 略

(訂正請求等)

第22条 略

2～3 略

4 略

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情

第3条～第5条 略

(収集等の一般的制限)

第6条 略

2 実施機関は、次に掲げる事項の個人情報の収集等をしてはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

3 略

(収集等の業務の届出等)

第7条～第21条 略

(訂正請求等)

第22条 略

2～3 略

4 略

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情

報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の
利用の停止又は消去

(2) 略

5 略

第23条～第38条 略

報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の
利用の停止又は消去

(2) 略

5 略

第23条～第38条 略

